

令和7年第2回古殿町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和7年6月13日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案の上程(議案第28号～議案第37号) 10件
日程第 5 請願の処理

出席議員(10名)

1番	根 本 重 一 君	2番	根 本 太郎兵衛 君
3番	鈴 木 隆 君	4番	野 崎 喜 彦 君
5番	佐 川 勇 司 君	6番	佐 藤 一 夫 君
7番	岡 部 淳 一 君	8番	木 戸 久 康 君
9番	松 崎 法 通 君	10番	緑 川 栄 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 光 徳 君	副 町 長	奥 豊 君
総 務 課 長	鈴 木 一 彦 君	産業振興課長	佐 川 文 夫 君
地域整備課長	矢 内 伸 一 君	住民税務課長	水 野 博 枝 君
会 計 管 理 者	水 野 博 枝 君	健康福祉課長	生 田 目 太 郎 君
健 康 管 理 センター所長	矢 吹 昭 雄 君	こども園長	吉 田 和 夫 君
教 育 長	渡 邊 宏 文 君	教 育 次 長	佐 藤 奥 枝 君
公 民 館 長	佐 川 富 克 君	代表監査委員	佐 川 重 俊 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	野 崎 貴 弘	書 記	水 野 梢
---------	---------	-----	-------

開会 午前10時02分

◎開会の宣告

○議長（緑川栄一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまから令和7年第2回古殿町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（緑川栄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、鈴木隆君及び松崎法通君を指名します。

◎会期の決定

○議長（緑川栄一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期決定の件につきましては、去る6月10日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果について議会運営委員長から報告願います。

4番、野崎喜彦君。

〔議会運営委員長 野崎喜彦君登壇〕

○議会運営委員長（野崎喜彦君） それでは、報告いたします。

令和7年第2回古殿町議会定例会に当たり、6月10日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告させていただきます。

本定例会は、町長提出議案など11件のほか、一般質問は7人で13問の通告となっております。このため、会期を本日から19日までの7日間とすることで一致を見ました。

日程については、本日は提案理由の説明のほか、別紙会期日程のとおりとなっております。

一般質問に当たりましては、質問要旨を簡潔明瞭とし、的確な質疑となるようお願いをいたします。

会議規則を守り、能率的な議会運営にご協力をお願いいたしまして報告といたします。

令和7年6月13日

議会運営委員長 野 崎 喜 彦

以上でございます。

○議長（緑川栄一君） お諮りいたします。議会運営委員長の報告どおり、本定例会の会期は、本日から6月19日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月19日までの7日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、会期日程表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（緑川栄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から議案10件、報告1件の提出がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として町長、副町長、教育長、代表監査委員の出席を求めています。また、その委任を受けて各課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、2月分から4月分までの監査結果及び定期監査報告書が提出され、その写しを配付しておきましたから、ご了承を願います。

次に、本日まで受理した請願はその写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、令和7年第1回定例会において可決しました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は内閣総理大臣及び関係大臣等宛てに提出しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（緑川栄一君） 町長から挨拶の申出がありました。これを許します。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 令和7年6月古殿町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会へのご出席はもとより、日頃から町発展のためにご精励くださり、厚く御礼申し上げます。

本定例会においては、古殿町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてのほか、令和7年度古殿町一般会計第1次補正予算など、計10件の議案及び1件の報告を提出いたしましたが、そのご説明の前に、町政をめぐる諸情勢についてのご報告及び所信の一端を申し上げます。

内閣府が5月22日に発表した月例経済報告によると、景気の基調判断は「緩やかに回復しているが、米国の

通商政策等による不透明感が見られる」として、今年4月に上方修正して以来、2か月連続で同じ判断となっております。

先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。」としており、一部懸念も示されております。町としても、引き続き情報収集等を行ってまいります。

1月の臨時議会で補正予算を承認いただいた国の令和6年度住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円に、県事業で6,000円上乗せする、合わせて3万6,000円の臨時特別給付金については、現在、420件の給付を完了しています。また、給付世帯に1人当たり2万円支給されることも加算分に関しましては、現在、18人分の給付を完了しています。

5月21日に、交通安全母の会役員や行政区長に参加いただき、交通安全及び防犯パレードを実施いたしました。当日は、真夏日予想のため開催場所を屋内に変更し、古殿小学校5、6年生による鼓笛隊の演奏を行い、交通安全及び防犯の意識を高めました。

5月25日に、福祉イベント「フクシノトビラ」がやぶさめアリーナで開催され、多くの方に足を運んでいただきました。福祉機器の展示体験のほか、トヨタのサポカー乗車体験、福島県警音楽隊演奏、学法石川高校チアリーディング部演技、消防車、救急車の展示など、幅広い年代に楽しんでいただきました。

6月3日には、幼年消防クラブ入団式がこども園で行われ、きりん組、ぞう組のお子さんの42人が入団しました。入団式では、め組のパレードを披露し、誓いの言葉を述べました。

次に、本定例会に提出しました令和7年度一般会計第1次補正予算案の要点を申し上げます。

令和7年度一般会計第1次補正予算案は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した調整給付金の増額計上、県ICTスマート捕獲推進事業補助金の増額計上、教育費寄付金の増額計上を主な内容としており、令和7年度一般会計予算の総額は、1,044万1,000円増額の51億6,344万1,000円となります。

続きまして、今年度における町政運営の状況等について、第7次振興計画に掲げられた4つの分野に沿ってご説明いたします。

第1に、「人づくり分野」であります。

4月7日に、小中学校の入学式が行われ、新小学1年生19名、新中学1年生28名が新しい学校生活をスタートさせました。

5月の小学校運動会では、快晴の下、「最後まで 強い気持ちで 仲間と勝利!」をスローガンに、子供たちは最後まで諦めずに元気いっぱい競技を行っていました。

5月に開催された県南中学校陸上競技大会では、3名が県大会出場権を獲得し、また、今月開催された中体連県南総合大会では、ソフトボール、バスケットボール女子、卓球女子ダブルスで県大会出場を決めました。子供たちの頑張りをたたえ、さらなる活躍を期待いたします。

また、読み聞かせ会あねが、小学校などでの読み聞かせ活動や町内の民話、伝説を題材にしたお話の絵コンクール等の20年にわたる活動が評価され、子供の読書活動優秀実践団体として、文部科学大臣表彰を受賞し

ました。町の教育方針である深い郷土愛を持った社会に資する人材の育成の一端を担うあのねの活動は、子供たちにとって情操教育の糧となり、郷土愛を育むことにもつながっており、今後も活動を続けていってほしいと思います。

第2に、「健康・生きがい分野」であります。

国民健康保険関係につきましては、3月末現在の被保険者数は1,046人で、前年度同時期より13人の減と、減少傾向が続いておりますが、世帯数は674世帯と、5世帯増加しております。

令和6年度の保険給付費は、前年度と比較し5,829万9,000円、率にして15%の減となりました。

1人当たりの医療費は32万3,000円で、被保険者数が減少しているにもかかわらず、医療費の推移は高い状況が続いておりますので、今年度の国民健康保険税につきましては、税率は現行のままいたします。

また、国民健康保険法の改正に伴い、課税限度額の引上げと保険税軽減判定対象所得基準額の引上げをすることといたしました。

今後も、財政運営の主体である県と連携を図り、国民健康保険の円滑な運営に努めてまいります。

第3に、「安心・安全分野」であります。

町の重要道路である県道いわき石川線長光地工区及び松川工区の仙石・蛭内地区、清水地区では、用地補償の交渉等を昨年に引き続き進める予定と伺っています。

町道関係の整備につきましては、道路改良事業において町道越代熊倉線は仮契約が済み、本定例会へ追加議案として上程予定です。

また、道路維持関係の工事では、道路舗装工事、町道浪滝石神線ほか5路線を発注しています。

林道施設においては、通行の安全を確保するため、林道荷市場大作線を発注済みであり、早期の完成を目指し鋭意施工を進めています。

また、林道薄木線の橋梁維持工事は、現在、発注準備を進めています。

昨年度より社会資本総合整備事業で進めている町営住宅改築事業では、町営住宅の敷地内の土木工事から建築工事へ移行し、各棟の基礎工事が進められています。

簡易水道施設における生活基盤近代化事業については、配水管の舗装復旧工事及び沢浄水場内の機器更新工事の発注準備をしているところです。

宅地造成地の販売につきましては、令和3年10月に販売を開始しておりますが、現時点で、15区画中12区画が販売済みです。引き続き、販売促進に努めてまいります。

第4に、「産業分野」であります。

まず、農業関係です。

令和6年産の主食用米については、高値で取引が行われており、米農家の生産意欲の高まりが感じられるものの、一方で、この状況がいつまで続くのかという不安と、肥料や資材などの価格高騰が依然として続いており、経営状況はまだまだ厳しいものになっております。

県から示された今年度の本町の主食用米作付については、185ヘクタールの目安となっておりますが、実際の作付面積は増える見込みとなっております。

先月下旬には、今年度の経営所得安定対策の申請を受付し、今月16日から18日まで転作作物作付の現地確認

を予定しており、引き続き、農家の経営安定に取り組んでまいります。

また、農業生産条件の不利等を補正する中山間地域等直接支払交付金事業については、今年度から第6期対策として47集落、約300ヘクタールで活動が行われており、地域が共同で行う法面の草刈りといった保全活動を支援する多面的機能支払交付金事業については32集落、約194ヘクタールで活動が行われております。町としては、各集落で円滑な活動が行われるよう支援を行ってまいります。

林業に関しては、ふくしま森林再生事業による森林整備に引き続き取り組んでまいります。

今年度は、森林再生事業として田口、論田、松川地区、広葉樹林再生事業として山上地区の森林整備について発注したところであります。

観光振興に関しては、関係人口、交流人口の拡大が期待される地域体験イベント「フルドノタイム」が、4月6日から7月26日までの期間で、37のプログラムにより開催されており、町内外から多くの方にご参加いただいております。

また、今月29日には、三株高原広場において、流鏑馬大会春の陣を開催する予定となっております。

おふくろの駅拡張事業については、敷地造成工事の発注をしたところであり、基本設計、実施設計の発注準備を進めております。

以上が、第7次振興計画に掲げられた4分野についての町政運営の状況であります。

最後に、令和6年度の決算見込みをご報告いたします。

一般会計当初予算は47億7,700万円でありましたところ、国の1次補正予算による社会資本整備総合交付金の追加等の補正により、最終的に50億4,415万4,000円に増額となりました。

現在、各会計の決算事務を進めており、一般会計については、道路改良事業（社会資本整備総合交付金）町道下論田鵬巣線、道の駅ふるとの拡張事業等、翌年度への繰越財源1,700万9,000円を差し引いた実質収支が1億3,484万円程度の黒字となる見込みです。その他の特別会計についても、いずれも実質収支は黒字となる見込みです。

以上、町政をめぐる諸情勢について、ご報告及び所信の一端を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただくようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎監査報告

○議長（緑川栄一君） 続いて、監査の報告を求めます。

代表監査委員、佐川重俊君。

〔代表監査委員 佐川重俊君登壇〕

○代表監査委員（佐川重俊君） 監査委員の佐川重俊です。どうぞよろしくお願いをいたします。

お手元の監査報告書をご覧ください。

古殿町議会議長、緑川栄一様。

古殿町監査委員、佐川重俊。

古殿町監査委員、根本重一。

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施しましたので、ご報告申し上げます。

報告書1ページから21ページでございます。

令和7年3月24日に令和6年度2月分、令和7年4月22日に令和6年度3月分、令和7年5月23日に令和6年度4月分、令和7年度4月分をそれぞれ実施いたしました。

検査の手続は、検査対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

検査の結果につきましては、各月とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはありませんでした。

会計別収支計算表及び各月末の現在高の保管状況は報告書記載のとおりでございますのでご覧ください。

続きまして、令和7年度定期監査第1回を報告いたします。

報告書22ページから25ページでございます。

古殿町議会議長、緑川栄一様。

古殿町監査委員、佐川重俊。

古殿町監査委員、根本重一。

令和7年度定期監査（第1回）報告書。

1、監査の対象。

- （1）令和6年度工事関係について。
- （2）普通財産の貸付と契約について。
- （3）遊休財産の現状について。

2、監査の実施期間。

令和7年5月12日、16日、19日、23日の4日間実施をいたしました。

3、監査の手続。

- （1）令和6年度に発注した工事について、担当課から資料の提出を求め、
 - ア、入札の諸手続は適正かつ公正に行われているか。
 - イ、設計書及び仕様書は適正に作成されているか。
 - ウ、設計金額、予定価格、秘密保持の方法は適正に行われているか。
 - エ、一般競争入札に付す場合、その公告手続き、入札手続き、資格審査等適切に行われているか。
 - オ、指名競争入札に付す場合、工事等指名運営委員会等を設置し、適正、公正に行われているか。
 - カ、随意契約による場合、その理由は適正か。

の6点に主眼をおき、関係書類を閲覧し、また、全工事の中から4件を選定し現地調査を実施、担当の地域整備課職員に説明を求めました。

- （2）普通財産の貸付と契約について。貸付をしている2件について現地調査を実施し、賃貸借契約書等の

関係書類を閲覧し、担当の総務課職員に説明を求めました。

(3) 遊休財産の現状については、現在の土地・建物の状況と今後の利活用及び処分等の計画について担当の総務課職員に説明を求めました。また、1件について現地調査を実施したところでございます。

4、監査の結果。

(1) 令和6年度工事関係について。

ア、関係書類の整備状況。

(ア) 入札の諸手続きは、適正かつ公正に行われていた。

(イ) 設計書等は、適正に作成されていた。

(ウ) 監督員、検査員については、財務規則に基づき適正に任命されていた。

(エ) 仲裁合意書、前払金保証書、諸届出等は、適切に行われていた。

(オ) その他についても契約約款・要綱に基づき整備されていました。

イ、入札関係。

(ア) 令和6年度に発注した工事（土木、設備及び水道）は26件であり、制限付一般競争入札が1件、指名競争入札が20件、随意契約が5件であった。指名競争入札の落札率別の件数、契約金額は次のとおりでございます。表1をご覧くださいと通りの内容でございます。

(イ) 各課より提出された事業一覧表により、4件の現地調査を担当の地域整備課職員の案内により実施をしました。

a、地工第1号 町営住宅建築工事（社会資本整備総合交付金事業）町営住宅前木団地。

b、地工第9号 道路改良工事（町単）町道越代熊倉線。

c、地工第14号 道路改良工事（町単）町道下論田鵬巣線。

d、地工第16号 道路改良工事（社会資本整備総合交付金事業）町道松久保鵬巣線。

(ウ) 指名競争入札20件の平均落札率は94%で、前年度より1.33%アップした。

(エ) 5年度から6年度の繰越工事は4件で、工事費は1億8,546万1,100円となり、前年度より1件増加し、契約金額は1.7倍となった。繰越関係手続きはいずれも適正に行われております。

(オ) 随意契約は5件、工事費は3,794万4,400円であり、法令にのっとり適切に処理をされています。

ウ、契約関係。

(ア) 契約書の締結は適切に行われていると認められました。

(イ) 工事完成の遅延は認められず、工事完了報告も適正に行われています。

(ウ) 検査調書は適正に整備され、検査の時期も適切であった。

(エ) 前払金保証書、仲裁合意書等の処理は適切でありました。

(オ) 請負代金の支出は契約書、財務規則に基づいて適正に行われていました。

(カ) 部分払いはなかった。

(2) 普通財産の貸付と契約について。

普通財産借受者一覧及び簿冊（土地22件、土地・建物の一部4件）の提出を受け、現地調査2件及び賃貸借契約書等の関係書類の内容について確認をしました。契約の目的、賃料の積算根拠、契約期間等は、公有財産

規則、行政財産使用料条例第2条等に基づき適正に処理をされておりました。

(3) 遊休財産の現状について。

遊休財産一覧表（土地11件、建物及び建物の一部3件）について、航空写真及び関係書類の確認を行い、うち1件について現地調査を実施しました。14件中14件が今後の計画が未定であり、1件については利用の照会があるということでございます。

5、意見。

(1) 随意契約については、財務規則、随意契約ガイドラインにより取扱いされている。高額契約については根拠書類等の管理保管に特段の配慮をしていただきたいと思います。

(2) 総事業費、工期が膨大かつ長期にわたる道路改良工事については、その目的、費用対効果、今後の見通し等について随時検証をしていただきたい。

(3) 工事検査員については、管理職員が所属課の工事の検査は行わず、他課の管理職員が検査員となり実施している例があります。検査員の品質確保、信頼性向上に有効な取組として、そのような実施が望ましいと考えております。

(4) 遊休財産は放置することで火災、土砂災害、崩落などを引き起こす可能性が高まります。そのことから安全面の配慮が求められます。景観保持や利便性等の資産価値向上に向けて、付帯している使用不能の構造物等の撤去が急がれます。利活用のPR活動については、企業等立地セミナーの参加と併せてSNS（ユーチューブ、Instagram）のブラッシュアップにより、更なる魅力向上に取り組んでいただきたい。

最後に、(5) 内部通報制度です。内部通報制度は、組織の法令遵守を確保し、組織の信頼性を高めるために重要な制度であります。業務における違法行為や不当な行為などを通報したことを理由とする解雇等、その他不利益な取扱いを禁止し、通報者の保護を図っています。導入することで、不正行為等の情報が外部に流出する前に発見、解決できる可能性もあるため、コンプライアンスが徹底されます。

以上でございます。

○議長（緑川栄一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 監査、大変ご苦労さまでございます。お疲れさまでございました。

24ページの(3)の遊休財産の現状について、1点だけですけれども、ちょっと確認をしたいというふうに思います。

14件中14件が今後の計画が未定だったということなんですけれども、1件については利用の照会があったということでございますけれども、この1件というのはどこを指すかお答え願えますか。

○議長（緑川栄一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐川重俊君） 遊休財産の今後の利用につきましては、場所はイセ食品でございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

大変ご苦労さまでございました。

◎議案の上程（議案第28号～議案第37号）

○議長（緑川栄一君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第28号から議案第37号まで一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、条例の条文、表及び予算の別表等については省略させます。

〔事務局長朗読〕

◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 本日提案いたしました議案10件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第28号から議案第31号までは、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものであります。

議案第28号 古殿町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正により、軽自動車税において新基準原付の導入に係る二輪車の車両区分の見直し等が行われたことによる所要の改正を行うものであります。

議案第29号 令和6年度古殿町一般会計第8次補正予算は、年度末に歳入及び事業費等が確定したことにより、歳入歳出それぞれ2,638万3,000円の増額補正を行ったものであります。

歳入につきましては、特別交付税3,608万7,000円などの増額補正のほか、森林環境譲与税基金繰入金1,433万6,000円などの減額補正が主なものであります。

歳出につきましては、総務費における減債基金への積立金1億234万5,000円の増額補正のほか、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費など、事業確定による減額補正が主なものであります。

なお、3月12日に議決いただきました令和6年度一般会計第7次補正予算の中で、第2表、継続費補正の令和7年度の補正後の数値及び総額に誤りがあり、訂正をいたしました。誠に申し訳ありませんでした。

議案第30号 令和6年度古殿町国民健康保険特別会計第4次補正予算は、県補助金及び保険給付費などの確定による補正であります。

議案第31号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第5次補正予算は、国庫補助金及び保険給付費などの確定による補正であります。

議案第32号 古殿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本年度分以降の保険税について課税限度額の引上げ及び軽減基準を改正するものであります。

国民健康保険税率につきましては、県へ納付する国民健康保険事業費納付金の額の確定等により算定した結果、前年と同じ税率とするものであります。

議案第33号 古殿町簡易水道条例の一部を改正する条例は、建設業法施行規則等の一部を改正する省令による水道法施行規則の改正に伴う給水装置工事主任技術試験の試験科目の一部免除等、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の一部変更については、当該組合の構成員である南会津地方環境衛生組合が南会津地方広域市町村圏組合に統合されたことにより、当該組合規約の変更について協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 令和7年度古殿町一般会計第1次補正予算は、歳入歳出それぞれ1,044万1,000円を増額し、総額を51億6,344万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金において、定額減税対応に係る交付金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金969万2,000円、県支出金において、県ICTスマート捕獲推進事業補助金25万円、寄付金において教育費寄付金49万9,000円を増額計上しております。

歳出につきましては、主に、総務管理費における定額減税に係る減税を受けられなかった方への調整給付金934万円、農業費における有害鳥獣被害防止対策事業に係る消耗品25万円、教育総務費における奨学基金繰出金49万9,000円を増額計上しております。

議案第36号 令和7年度古殿町国民健康保険特別会計第1次補正予算は、歳入歳出それぞれ1,895万6,000円を増額し、総額を6億255万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、保険税で549万9,000円を減額し、繰越金2,445万5,000円を増額しております。

歳出につきましては、主に、医療納付金246万2,000円、予備費1,614万1,000円を増額しております。

議案第37号 令和7年度古殿町宅地造成事業特別会計第1次補正予算は、歳入歳出それぞれ375万8,000円を増額し、総額を376万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、財産売払収入375万8,000円を増額し、歳出につきましては、予備費に同額を増額しております。

以上、本定例会提案の10件の議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎請願の処理

○議長（緑川栄一君） 日程第5、請願の処理を議題といたします。

請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書、請願第5号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書の2件です。

まず、請願第4号について、紹介議員の説明を求めます。

2番、根本太郎兵衛君。

〔2番 根本太郎兵衛君登壇〕

○2番（根本太郎兵衛君） それでは、請願第4号の趣旨をご説明いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書でございます。

請願趣旨。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められている中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しております。職場における疲弊感は日々深刻化しております。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後は、より積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算、また、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項について地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対して意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。

請願事項につきましては、抜粋して申し上げます。

社会保障の充実、地域の活性化、自治体DX、地域公共交通の再構築、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、より積極的な地方財源の確保、充実を図ること。

2番から11番までございますが、はしょって申し上げますので、よろしくお願いいたします。

6番の、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、引き続きその財政需要を十分満たすこと。

10番、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

11番、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁を果たされますよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、はしょってご報告申し上げます。

よって、くだんのごとでございします。

以上、趣旨をご理解の上、採択いただきますようお願い申し上げます。

ご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（緑川栄一君） 続いて、請願第5号について、紹介議員の説明を求めます。

1番、根本重一君。

〔1番 根本重一君登壇〕

○1番（根本重一君） それでは、請願第5号の趣旨をご説明いたします。

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出

を求める請願書について。

請願の内容につきましては、抜粋して申し上げます。

請願の趣旨。

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免などが実施されています。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

今日においても、福島県では、令和6年4月1日時点で、約3,000人の子供たちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されますよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記のとおり、令和8年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和8年度以降も、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

以上、趣旨をご理解の上、採択いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（緑川栄一君） ただいま議題となっております請願第4号、請願第5号は、総務常任委員会に付託します。

所管の委員長は、会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されますようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（緑川栄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時03分